

ぶんだ会計通信

■行くぜ！『インボイス制度』■

今回もインボイス制度の特集〈第3弾〉で、“結構、あるある事例”を取り上げています。

かな〜り複雑なイメージのインボイス制度ですが、少しずつ知識を増やしていけば心配ご無用！

これからしっかりと準備を進めていきましょう。



令和5年

3&4月号

No.68



導入まで残り半年！インボイス制度に向けて（Part.3）

—まずは、基礎知識の確認から—

① 結構“あるある”その①：「委託販売」の時はどうする・・・？

商品の販売などを他者に委託するケースって、結構ありますね。そんなときでも、受託者のお店で買ったお客さまは、委託者からわざわざインボイスを発行してもらう必要はありません。



委託者・受託者ともに登録事業者の場合は、^{ばいらいしゃこうふとくれい}“媒介者交付特例”があります

たとえば、カフェ内で委託された小物を販売している場合、委託者（小物の出品者）と受託者（カフェの経営者）が**ともにインボイス発行事業者**であれば、その小物が売れたら**受託者であるカフェのインボイス**だけを小物の購入者に交付すればOKです（媒介者交付特例といいます）。

この場合、受託者（カフェ）の発行したインボイスの「写し」を委託者と両方で保存しておくことが必要です。

でも、受託者が免税事業の場合、媒介者交付特例は使えず、委託者（出品者）名義のインボイスを交付することになります（代理交付）。この場合、事前に委託販売用の領収書を用意しておくことになるので、ちょっと面倒です・・・

★委託者&受託者ともにインボイス発行事業者の時だけ“特例”が使えます

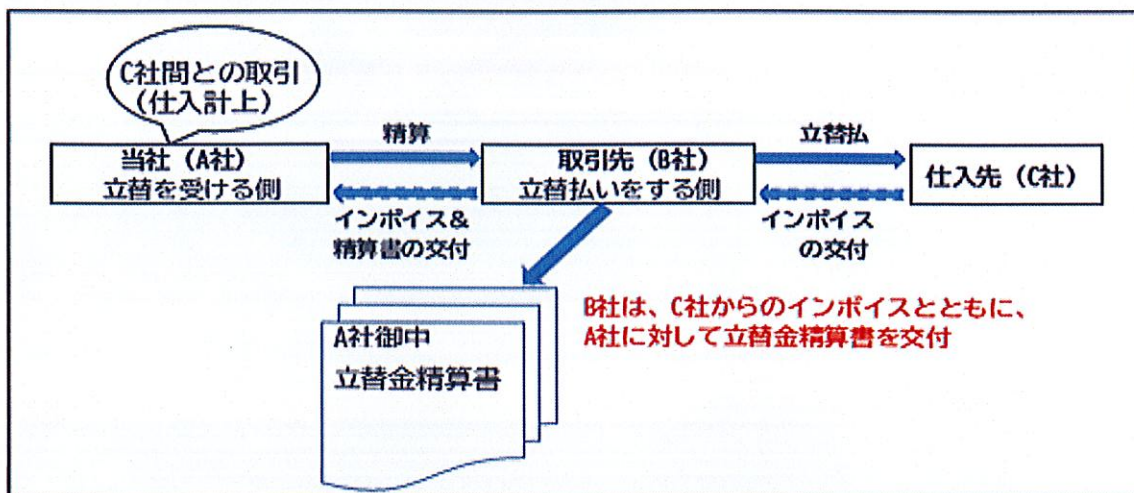
② 結構“あるある”その②：宛名が自社じゃない!?ケース



「立替金精算書」の交付を受ければ、自社宛以外のインボイス保存でOK

実務では、取引業者がいったん他の業者と経費などを立替していて、後日、それを精算するという取引は多くあります。たとえば、A社がB社に業務の一部を外注し、B社がC社へ立替払いをした場合、C社のインボイスはB社宛になりますが、B社が「立替金精算書」を作成し、A社に交付し、また、A社はC社インボイスも保存することで、C社から仕入税額控除が可能です。

この場合、立て替えたB社は、必ずしもインボイス発行事業者でなくても大丈夫です。



さらに、従業員や経営者自身が立替払いするケースも多いですね。こんなときも、「立替金精算書」を立替者が作成し、「これはあくまで会社が課税仕入れをしたもの」ということを明確にしておくことで条件を満たせます。併せて、従業員等宛のインボイスも保存してください。

★まずは「立替金精算書」を作成&立替対象のインボイスを保存、でOK!

③ 結構“あるある”その③：口座振替の取引



契約書や通帳の保存&帳簿への記載や、登録番号等の別途通知でOK

日常の取引には、家賃などのように口座振込や口座振替等、都度インボイスが発行されないケースって多いですね。この場合はインボイス発行の代用として、以下のように対応します。

- 口座振込・・・「振込金受取書」と「賃貸借契約書」を保存します。
- 口座振替・・・帳簿に「口座振替のため」等と記載し、「賃貸借契約書」や「通帳」を保存します。

なお、インボイス制度適用前に交わした契約であれば、「登録番号」「適用税率」や「消費税額」等について貸主から別途通知を受けて保存します。

★口座振込&振替取引では、まずは「契約書」がポイントになります

④ インボイスの発行が免除されるケースとは・・・？



今後は、「公共交通機関特例」と「出張旅費特例」に注意しましょう

実際にインボイスの交付が難しい取引では、“帳簿への記載だけ”で仕入税額控除ができるケースがあります。まずは、「公共交通機関特例」を見てみましょう。下記のようにバス・鉄道・船舶での「3万円未満の運賃」が免除の対象です。まずは、この3点セットを覚えておきましょう。

〈公共交通機関特例の対象〉



〈公共交通機関特例の対象外〉



飛行機やタクシーは対象外であることに注意してください。また、3万円未満とは、“**税込み**”で判断し、かつ、“**1回の取引**”で3万円未満かどうかの判断をします。なので、複数人の乗車券をまとめて購入して3万円以上だったらインボイス発行を受ける必要がある、という理解です。

なお、特急料金、急行料金、寝台料金は旅客運送に付随するので特例の対象ですが、入場料金や手回り品料金は特例の対象外になりますので、ここも注意です。

次に「出張旅費特例」ですが、従業員（役員含む）に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当などはインボイスの発行が要りません。

すなわち、会社側が従業員等と決済（精算）する場合は、金額や名目に関わらず、出張旅費全体に特例が適用でき、帳簿のみの保存で仕入税額控除を受けることができます（ただし、金額はあくまで通常必要と認められる範囲内に限ります）。



会社側が鉄道会社やホテルなどと直接決済する場合は「公共交通機関特例」が適用され、一方、会社が従業員等と精算する場合は、後者の「出張旅費特例」が適用される、という違いですね。

次ページに、交通費関連の支出で「帳簿のみの保存でOK」な取引を整理してみました。

	切符代	宿泊代	日当
公共交通機関特例	3万円未満であれば帳簿のみでOK (インボイス不要)※1	インボイスが必要	—
回収入場券特例	改札で回収されてしまう場合に限り、 帳簿のみでOK(インボイス不要)※2	—	—
出張旅費特例	帳簿のみでOK(インボイス不要)	帳簿のみでOK (インボイス不要)	帳簿のみでOK

※1：帳簿の摘要欄に「3万円未満の鉄道料金」と記入します

※2：帳簿の摘要欄に「入場券等」と記入します

インボイス不要の取引はまだありますので、下記の一覧を参考にしてください。

(参考) ◎帳簿のみの保存でOKな取引の一覧

- ① 3万円未満の公共交通機関の運送賃
 - ② 簡易インボイスが記載されている入場券等が使用の際に回収されてしまう取引
 - ③ 3万円未満の自販機や自動サービス機からの商品購入
 - ④ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス
 - ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）
 - ⑥ 古物営業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの古物の購入
 - ⑦ 質屋を営む者のインボイス発行事業者でない者からの質物の取得
 - ⑧ 宅地建設取引業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの建物の購入
 - ⑨ インボイス発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品の購入
- ※⑥～⑨については棚卸資産に該当するものの購入、取得に限られます。

★インボイスが要らない取引でも、帳簿への追加記載が必要なことに注意

インボイス制度開始後は、現行の「3万円未満の課税仕入れ」「請求書等の交付を受けられなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」の“帳簿のみ保存”で仕入税額控除ができる、という規定は認められなくなります。

ちなみに、令和5年度税制改正では事務負担の軽減措置として、基準期間の課税売上高1億円以下の事業者については6年間、1万円未満の課税仕入れについては“帳簿のみ保存”で仕入税額控除が可能となる規定が検討されていますが、制度がさらに複雑化して、実務が混乱してしまう点が今後の懸念ですね。

※当事務所通信の情報は記事作成時の法令などに基づいて作成しております。また、税法の改正や個々の事情により掲載の内容と異なる場合がありますのでご注意ください。

<参考文献> 国税庁HP及び「適格請求書保存方式の概要」一部引用及び修正、日本商工会議所「中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」、渡辺章著「インボイス導入で変わる消費税実務」、(株)TKC「タイムリミットから見たインボイス対応の総点検」

◎当事務所では、インボイス制度や改正電子帳簿保存法への対応サポートを行っております。お気軽にお声かけください。



発行元：

権田公認会計士・税理士事務所
〒373-0853 群馬県太田市浜町3-6
太田商工会議所会館4階



TEL：0276-49-5575
FAX：0276-49-5576
携 帯：090-3543-7314
Eメール：t-gonda@tkenf.or.jp
HP： <http://gonda-office.com/>

※無断転載はご遠慮ください。